

豊中市制施行 90 周年記念式典及び記念イベントの運営業務 仕様書

1. 委託業務名

豊中市制施行 90 周年記念式典及び記念イベントの運営業務

2. 業務の目的

本市は、令和 8 年（2026 年）10 月 15 日に市制施行 90 周年を迎えることから、市民とともに 90 周年を祝い、本市に対する誇りや愛着を深めるため、「市民参画」、「子育てしやすさ NO.1」、「デジタル活用」の視点を取り入れるとともに、次の市制施行 100 周年を見据えた記念式典及び記念イベントを同年 10 月 17 日（土）に執り行う。

実施にあたっては、以下の仕様に基づき、運営業務を委託するものとする。

3. 契約期間及び支払方法

契約期間は、契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとし、すべての事業報告終了後、委託料を一括支払いする。

4. 受託者の義務

受託者は、本業務を円滑に進めるため、委託担当者と密接な連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は、委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

5. 委託業務内容

豊中市制施行 90 周年記念式典及び記念イベントの運営業務

※記念式典及び記念イベントの概要と委託内容及び仕様は、以下のとおり

（1）記念式典及び記念イベント概要

①記念式典

1) 日時：令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）13 時～14 時 ※時間は前後する可能性あり

2) 場所：豊中市立文化芸術センター 大ホール

3) 式典内容（予定）

①箕面自由学園高等学校と梅花高等学校によるチアリーダーディングパフォーマンス

②市制施行 90 周年記念動画上映

③開式の辞

④国歌・市歌演奏（日本センチュリー交響楽団）

⑤式辞 豊中市長、豊中市議会議長

⑥市制施行 90 周年記念市長表彰

⑦来賓祝辞

⑧来賓紹介

⑨祝電披露

⑩受賞者代表挨拶

⑪閉会の辞

4) 来場者：1,300 名程度

(内訳) 主催者 65 名、来賓 135 名、受賞者 450 名、受賞者同伴者 450 名、一般観覧 200 名

②記念イベント（コンサート）

- 1) 日時：令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）14 時 45 分～17 時 ※時間は前後する可能性あり
- 2) 場所：豊中市立文化芸術センター 大ホール
- 3) イベント内容（予定）
 - ①豊中市にゆかりのある方が登壇し、司会者の進行のもと、インタビュー形式による 15 分程度（14 時 45 分から 15 時まで）のトークショー
 - ②市制施行 90 周年記念動画上映
 - ③市内中学校吹奏楽部による演奏
 - ④日本センチュリー交響楽団と市内中学校吹奏楽部とのコラボ演奏
 - ⑤日本センチュリー交響楽団によるコンサート
- 4) 来場者：1,300 名程度
(内訳) 主催者 65 名、来賓 135 名、関係者 50 名、一般観覧 1,050 名
※記念式典の終了後、来場者は大ホールから退場し、記念イベント（コンサート）の来場者を改めて受け付ける

③記念イベント（高校生等のパフォーマンス）

- 1) 日時：令和 8 年（2026 年）10 月 17 日（土）13 時～17 時 ※時間は前後する可能性あり
- 2) 場所：豊中市立文化芸術センター小ホール
- 3) イベント内容（仮）
市内高校の生徒等による軽音楽やダンス等のパフォーマンス
- 4) 来場者：200 名程度を想定

(2) 委託内容及び仕様

1) 記念式典及び記念イベントの進行

記念式典・記念イベントとも、運営に必要な人員を配置し、また、会場内は、観客・出演者が安全・スムーズに移動できる導線を確認し、案内表示を施すこと。運営スタッフの役割や活動内容を明確にしたスケジュール表やマニュアルを作成し、打ち合わせを行う等、円滑なイベント運営ができる体制を整えること。なお、下記①・③については、市の職員動員を可とする。ただし職員動員は、10 月 17 日（土）当日に限る。他のスタッフ等の動員をする際は、動員業務について必ず責任者と指揮者を置くこととし、業務指揮や監督を行うものとする。

①会場設営・撤収

ステージに飾る生花や花瓶、会場の総合案内と大ホール及び小ホールの受付・控室のセッティングをすること。

- ・式典（大ホール）の会場設営は、10 月 16 日（金）に行う。時間はリハーサル of 順番により決定する。
- ・記念イベント（高校生等のパフォーマンス）（小ホール）の会場設営は、10 月 16 日（金）9 時から 12 時に行う。

②リハーサル

- ・式典及び記念イベント（コンサート）、記念イベント（高校生パフォーマンス）のリハーサルは、10 月 16 日（金）13 時から 20 時と、10 月 17 日（土）9 時から 12 時の間で各ホールにて行う。
- ※日程は出演者のスケジュール等で調整を行う。

③来場者対応

来場者の受付、座席案内、受賞者・来賓・出演者の控室やステージへの誘導、給水等
記念式典終了後、来場者は一旦会場（大ホール）から退場した後、改めて記念イベント（コンサート）
の来場者を受け付ける

④舞台進行业務

記念式典と記念イベントの進行に関して、台本を作成し、進行管理をするとともに、舞台装置等操作（舞台、音響、照明）を行う舞台スタッフ（豊中市市民ホール等指定管理者の指定する者）と連携し、円滑な舞台進行をすること。

2）記念式典の進行にかかる物品等の手配

市政発展功労者への表彰を実施（表彰対象者は450名程度を想定）。

①プログラム作成

A4版20ページ程度、両面カラー印刷。

式次第、挨拶文、国歌、市歌、受賞者一覧、豊中市紹介、演奏者紹介を記載。

印刷部数は、3,000部。

※記念式典と記念イベント（コンサート）のプログラムは共通のものを作成する

②一般観覧者への案内状発送

応募は豊中市ホームページ内の電子申込システム（豊中市が作成）を使用し、豊中市において抽選作業を行った後の応募者の情報（CSV形式）を受託者に提供し、その情報を基に受託者が、当選者と落選者それぞれに対して結果通知（ハガキまたはメール）を送付する。

一般観覧者の募集人数は、200名程度 ※上下する可能性あり

③案内状作成・発送・出欠取りまとめ

受賞者、来賓への案内状を作成し、発送後、出欠を取りまとめる。

④表彰状作成

表彰状寸法（439mm×318mm相当品）。

枚数は、450枚程度。

表彰状の宛名と文案は豊中市が指定する。

⑤受付簿・記章リボン

主催者8名程度、受賞者450名程度、来賓135名程度分を手配（レンタル可）。

⑥額縁・手提げ袋

額縁（賞状寸法：439mm×318mmに適合するもの）450個程度。

手提げ袋450枚程度。

手提げ袋には、記念品（豊中市が用意）と額縁を入れて受賞者に渡す。

⑦式典司会者手配

同規模程度の式典において司会・進行业務を実施した実績のある方を選定すること。

※可能であれば豊中市にゆかりのある方が望ましい

⑧その他

来場者アンケート（紙媒体または、QRコードによる電子媒体）を実施し、集計結果を市に報告。

3）記念イベント（コンサート）の進行にかかる物品等の手配

①記念イベント（コンサート）司会者手配

式典の司会者を兼ねることも可とするが、豊中市にゆかりのある方とのトークショーにおいて、インタ

ビューアーとして進行する役割があることから、同規模程度の業務実績のある方を選定すること。

②プログラム作成

※記念式典欄に記載のとおり

③一般観覧者への案内状発送

応募は豊中市ホームページ内の電子申込システム（豊中市が作成）を使用し、豊中市において抽選作業を行った後の応募者の情報（CSV形式）を受託者に提供し、その情報を基に受託者が、当選者と落選者それぞれに対して結果通知（ハガキまたはメール）を送付する。

一般観覧者の募集人数は、1,050名程度。 ※上下する可能性あり

④案内状作成・発送・出欠取りまとめ

来賓への案内状を作成し、発送後、出欠を取りまとめる。

※記念式典の案内状と一体的に作成しても良い。

⑤その他

来場者アンケート（紙媒体または、QRコードによる電子媒体）を実施し、集計結果を市に報告。

4）記念イベント（高校生等のパフォーマンス）の進行にかかる物品等の手配

①楽器等の手配

以下の楽器等を手配する。

- ・ドラムセット（イス・マット含む）1セット
- ・ベースアンプ1台（スタンド含む）
- ・ギターアンプ2台（スタンド含む）
- ・エレクトリックピアノ1台（スタンド含む）
- ・接続ケーブル1式

②楽器等の搬入搬出及びセットアップ

搬入及びセットアップは、10月16日（金）9時から12時に行う。

搬出は、10月17日（土）17時以降に行う。

5）後日業務

①礼状発送

来賓や出演者に対して礼状を送付。

②報告書作成

受託事業の実施報告書を作成し、豊中市に提出。

6）会場の警備

参加者や一般歩行者の安全確保、事故防止に加え、会場付近道路への駐停車や迷惑駐輪の防止等のため、必要な警備体制を整えること。また、必要に応じ大阪府警豊中署等の関係機関と事前協議を行うこと。

7）成果物の提供

本業務において作成される進行台本やプログラム等の成果物（データおよび紙）は随時委託者に提供すること。

8）秘密の保持及び個人情報の保護

- ①受託者及びその業務従事者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律

(平成 15 年法律第 57 号)、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年条例第 44 号)その他秘密の保持に関する全ての法令等を遵守するとともに、業務を行う上で知り得たことについて、契約期間中及び契約期間満了後または契約解除後においていかなる理由によっても他人に漏らしてはならない。

②個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。

9) 再委託について

受託者は、業務の全部を一括して、または業務の主たる部分(業務遂行管理等)を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、本市の再委託に関するガイドラインを遵守し、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

10) 著作権

- ①受託者において本委託業務の実施に伴い制作したものについて、著作権法に規定する権利を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは受託者の従業員等に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本業務終了後も効力を有するものとする。
- ②本委託業務の実施に伴い発生した著作権法に規定する権利は市に帰属するものとする。
- ③受託者は成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、受託者が負うものとする。

11) その他 特記事項

- ①「(1) 記念式典及び記念イベント概要」の「①記念式典」及び、「②記念イベント(コンサート)」に記載している、記念式典における国歌・市歌の演奏及び、記念イベント(コンサート)における演奏に係る費用は、本業務委託契約の金額に含めるものとし、受託者は、豊中市との契約金額の中から本業務の演奏に係る費用を公益財団法人日本センチュリー交響楽団に対して支払うこと。なお、演奏に係る費用については、公益財団法人日本センチュリー交響楽団に確認すること(演奏に係る費用の問合せに対して、同じ金額を回答するよう公益財団法人日本センチュリー交響楽団に伝えている)。

※公益財団法人日本センチュリー交響楽団 担当者：演奏事業部 山本莉紗子(06-6848-3333)

- ②市立文化芸術センターの会場使用料及び附属設備利用料と舞台スタッフ(舞台、照明、音響)の人員料については、豊中市より支払うため、委託料に含めないものとする。

なお、参考として、以下の施設を豊中市で使用申し込みしている。

○市立文化芸術センター

施設名	日時
大ホール	令和 8 年 10 月 16 日(金) 9 時~22 時 令和 8 年 10 月 17 日(土) 9 時~22 時
小ホール	
展示室	
多目的室	
練習室 1	
練習室 2	
練習室 3	
スタジオ	

ミーティングルーム 1	
ミーティングルーム 2	
ミーティングルーム 3	
和室	

- ③手話通訳者や一時保育に係る手配は、豊中市が行うため、委託料に含めないものとする。
- ④スタッフおよび来場者の事故防止を図るとともに、必要な安全対策を講じること。また、不測の事態に迅速に対応できるよう、会場内外でのタッフ配置や連絡手段の確保等の運営体制を構築すること。
- ⑤地震その他天災等により、イベント実施が困難と市が判断した場合、イベントの全部または一部を中止もしくは延期する場合がある。
- ⑥本仕様書に定められていない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。